

審　查　基　準

令和4年4月28日作成

法　令　名：茨城県金属くず取扱業に関する条例

根　拠　条　項：第13条第3項

処　分　の　概　要：金属くず商の帳簿の廃棄の承認

原権者（委任先）：警察署長

法　令　の　定　め：

茨城県金属くず取扱業に関する条例第13条第3項（帳簿の廃棄の承認）

審　查　基　準：

標準処理期間：14日（行政庁の休日は含まない）

申請　請　先：営業所の所在地の所轄警察署生活安全課（係）

問い合わせ先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課

備　考：